

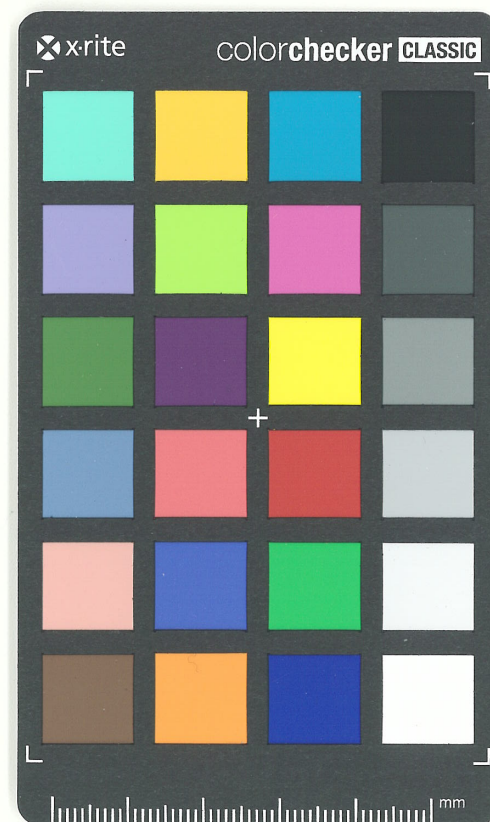
昭和四十六年
第二回臨時会

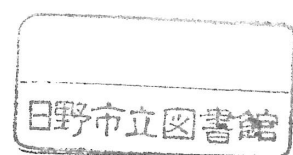
(四月二十八日開会
四月二十八日閉会)

日野市議会議録

(第十一号)

日野市議会





四月二十八日(第一日)

午後二時四分開会

午後三時五十三分開会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
報告事項	5
議案第五八号日野市市税条例の一部を改正する条例(委員会審査報告)	27
議案第五九号日野市固定資産評価審査委員会の委員の選定について	27
議案第六〇号東京都市交通災害共済組合議員の選挙について	28

昭和四十六年
第二回臨時会

日野市議会会議録

第十一号

四月二十八日(第一日)

出席議員(二十七名)

欠席議員(三名)

一 番	二 番	三 番	四 番	五 番	六 番	七 番	八 番	九 番	十 番	十一 番	十二 番	十三 番	十四 番	十五 番	十六 番
鈴木 美奈子	板垣 正男	市川 芳太郎	滝川 敏郎	池田 重太郎	林 重義	谷 栄吉	百 勇	米 沢 照男	西 沢 保男	大 柄 保男	岩 沢 哲夫	伊 藤 松之輔	剣 持 佐吉	山 寅三郎	杉 正一郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

十七 番	十八 番	十九 番	二十 番	二十一 番	二十二 番	二十三 番	二十四 番	二十五 番	二十六 番	二十七 番	二十八 番	二十九 番	三十 番	二十六 番
名古屋 史郎	石川 佐太郎	大下 喜博	森田 喜美男	高橋 通夫	滝瀬 政吉	日野 源作	杉山 亘	伊藤 芳雄	清水 芳雄	佐々木 昭雄	正国 務雄	三浦 重春	吉富 繁枝	吉富 繁枝
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷 栄
助役	葛西 正彦
収入役	市川 晴夫
企画財政部長	篠崎 美雄
総務部長	遠藤 政之
市民部長	赤松 行雄
民生部長	松村 清栄
都市計画部長	杉本 好次郎
建設部長	中島 武雄

福祉事務所長	田中 若一
水道部長	加藤 一男
教育長	永野 弘
秘書課長	佐藤 智春
課税課長	小山 光之
税務管理課長	近藤 修二
教育事務課長	落合 豊
教育施設課長	松本 武
学校教育部長	佐久間 義信
選挙管理委員	
会事務局長	

会議に出席した議会議務局職員の名

事務局長	田倉 高光
書記	坂口 泰雄
書記	武居 一茂

書記	川上 輝子
書記	深海 弘子
書記	安原 清美

議 事 日 程

昭和四十六年四月二十八日(水)
午後一時開会

会議録署名議員の指名

会期の決定

報告事項

- 一 議案第五八号 日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について(総務委員会審査報告)
- 二 議案第五九号 日野市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 三 議案第六〇号 東京都市交通災害共済組合議員の選挙について

本日の会議に付した事件

日程第一から第六まで

午後二時四分 開会

○議長（滝瀬政吉君） これより昭和四十六年第二回日野市議会臨時会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十七名であります。欠席の連絡があった議員は杉山寅三郎議員、秦正一議員、吉富繁枝議員であります。

次に日程第一「会議録署名議員の指名」については議長において指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君） 御異議ないものと認め、十九番大下博君、二十番森田喜美男君を指名いたします。

次に日程第二「会期の決定」については議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（佐々木昭雄君） 御報告いたします。昨日議会運営委員会を開催いたしました。第二回臨時会の会期、並びに日程につきまして審議いたしました結果、会期は本日一日と決定し、日程の内容につきましてはまず報告事項から三件ございまして、交通事故の件と職員公務災害の件を理事者側から滝合小学校の件につきましては教育長から御報告をお願いいたしました。次に総務委員会の審査報告議案第五八号日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件から議案第五九

六〇号を上程し、御審議をお願いしたいということに議運で意見一致をみましたのでよろしく御協力のほどお願い申し上げます。以上で報告終わります。

議長（滝瀬政吉君） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり議事日程及び会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君） 御異議ないものと認めます。よって会期は本日一日と決定いたします。

次に日程第三、報告事項を行います。まず市長より報告を求めます。

（市長登壇）

○市長（古谷 栄君） 川崎街道において起きました交通事故について御報告を申し上げます。四月の十八日、日曜日でございますが、午後四時三十分ごろ通称川崎街道の上田一六〇番地先におきまして、宮の三九九番地若宮町の市営住宅にお住まいの渡辺義明さんの奥さん、雪子さん四十五歳運転のバイクと同乗の次女比呂美さん十六歳が立川方面にお使いの帰路、この場所でのバイクのハンドルのとられて横転いたしました。反対方向からまいりました東京いすゞ多摩営業所のバスに、次女の比呂美さんは頭をひかれて即死いたしました。奥さんの雪子さんは右腕をひかれて重傷という大きな事故を起こしたわけでございます。これが原因が去る三月二十六日から工事施行中の当

市の配水管布設後の仮復旧が不完全のため、道路上に穴ぼこを生じ、このような事故を起こしたように各新聞社が翌十九日の新聞紙上に載せておるのでございますが、詳しい調査をしてみまないと、もちろん何とも申し上げられませんけれども、このことだけが必ずしも、市の配水管布設のためとは言えない面が考えられるわけでございます。いずれにいたしましても尊い生命を失ったことにつきましては、ほんとうにお気の毒な次第でございまして深くお察しを申し上げる次第でございます。調査は目下日野警察署におきまして進められておりまして、これに関係する都、市、請負者等に事情を聞いている模様でございます。まして、当市といたしましても水道部長以下、出頭を求められてそれぞれ事情聴取をされております。したがって結論がどのようなかわかりませんが、私といたしましてはその結果に従いまして善処いたしたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君） それではこれより質疑に入ります。なければ質疑を終結いたします。

次に職員公務災害の件を議題といたします。民生部長より報告を求めます。

（民生部長登壇）

○民生部長（松村清栄君） 公務災害の件につきまして御報告申し上げます。この件につきましては、二十一日の代表者

たということでございます。その後、職員が見舞いにまいったときは、非常に順調でございまして、晩茶を飲むような状況下にあったわけでございます。われわれも安心してまいったところ、十五日に医師の話では栄養補給のためにもう一回手術をするということ、十五日にもう一回手術をしたわけでございます。その朝、職員が見舞いにいったときには経過がよいということでありましたが、午後十一時四十五分死亡をいたしました。なお入院の際に本人は同僚とふざけ合って腹にいすが当たったと、こういうことを言っておりますので、医師のほうから事故死につながるのではないかというふうな疑いが持たれました。警察のほうへ通告がございました。二十日に同僚の三人が警察に出頭いたしました。事情聴取をされまして調書がとられたのでございます。同時に警察医によりまして死体を解剖いたしました結果、腸間膜出血心臓衰弱、こういうふうな診断によりまして、その結果が知らされたわけでございますが、なお精密検査をしなければいけないということで、約二週間かかる、それでなければ結論を出せない、こういうことで来月十日ごろの結果がわかるようになっております。現在私どもといたしましては公務災害ということで、これは公務災害につながるかどうかというところで、実は十三日に課長が医師に相談をいたしました。公務災害として届け入れたほうがよいかどうか、こういうことを医師と相談して、お医者さんも公務災害の手続をしたほうが

会議にも御報告申し上げておりますが、日野市の衛生課に帰属いたします美化作業員の林稔君が、用水のあげ土を万願荘クラブ前で、作業中に次の場所に移動するために車のうしろのステップに乗りまして、下車の際足をすべらしたかどうか知りませんが、腹を押えている状況が運転手から報告がありました。たいたことではないということで、そのまま仕事は続行されておりました。当日はちやうど人事異動がございまして、この林君は庶務課のほうへ転勤することになっておりまして、当日十一時四十五分ごろ辞令交付を行なわれまして、その後作業員室に帰りまして同僚とふざけ合っているときに、戯れにいすを出したところ、腹に当たったということでございますが、腹痛を訴えたということはなくて、そのまま互いに何事もなかったように帰っております。その日の午後、土曜日でございますから午後と日曜日はいつもと変わらないように農作業に従事をいたしております。月曜日の朝の出勤時に至りまして、腹痛を訴えて休ませてもらいたいということで、本人は当日、近くの池田病院に診察をしていただいた。ところが脾臓が悪いと言われまして、病院で精密検査を受けるように指示を受けたのでございます。六日には一日中うちで静養をいたしております。七日に親戚のものが病院におるといふことから仁和会病院に入院いたし、診察の結果、腹にうっ血があるということがわかったのでございます。九日に手術をいたしました。確かにうっ血があっ

いいだろうということから、十三日に公務災害の適用の手続をいたしておりますが、現在その結果はまだ判明いたしておりません。たいへん残念なことをいたしまして、われわれも非常に哀悼の意を表する次第でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）

これより質疑に入ります。

名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）

いまの部長の事故死の点で、栄養補給のため再手術をしたというふうな説明がありました。が、ちよっとしろうと考えると、栄養補給のための再手術と、手術をしないと栄養補給が可能な状態にならない。要するに再手術が必要だったというふうにとったらいいか、栄養手術のための再手術というふうに関こえたんですけれども、ちよっとわかりにくいんですが……。

○議長（滝瀬政吉君）

民生部長。

○民生部長（松村清栄君） 私ども、しろうとで医師のことはあまりはつきりわかりませんが、これは職員が当日行っただけか、お医者さんに聞いた話でございますが、晩茶とか、いろいろなものを飲みましても、あるいは受け付けなかったのではなかったのではないかとというふうに考えられるわけです。それを補給するための手術をしたというふうな、お医者さんからの話を承っております。

○議長（滝瀬政吉君）

ほかに御質疑ありませんか。なけ

れば質疑を終結いたします。

次に教育長より滝合小学校の経過報告についての報告を求めます。

(教育長登壇)

○教育長(永野林弘君)

滝合小学校の通学区域に關しましては、先般の議会で、もう一応の御報告を申し上げておきましたが、その後の経緯につきましてつけ加えて申し上げます。豊田団地の自治会と教育委員会とは、その後引き続き何回も話し合ひを続けてまいりましたが、遺憾ながら結局相互の意見がまとまりませず、二月の二十三日に豊田団地側が百四名の連名をもちまして、東京都教育委員会に対し行政不服審査法第十四条第一項の規定に基づきまして、行政不服審査請求を提出いたしましたのであります。その請求の要点を簡単に御説明申し上げますと、第一点は滝合小学校への通学は、国鉄中央線の踏切を渡る必要がないが、現状下においてはこの踏切を渡ることとはきわめて困難と思われるので、跨線橋ができれば、それに対してわれわれはとうてい容認することはできないという二点に要約されると思います。そこで東京都教育委員会は豊田団地側の審査請求に対しまして、日野市教育委員会

りました。現在は日野警察署長の権限によりまして、一カ月間の全面車禁を実施中ですがそのため地域住民の生活や、営業、あるいは通勤などに、多少御迷惑をかけているように思われる点もありますので、今後関係自治会と関係者と御相談申し上げまして、できるだけ前向きに円満解決に運んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長(滝瀬政吉君)

これより質疑に入ります。森田喜美男君。

○二十番(森田喜美男君)

ただいま、教育長の経過報告をお伺いしたわけですが、肝心の、つまり父兄、及び学童がどういう心境で小学校のほうに、滝合小学校のほうに移行し、現在はどういう状況にあるかという一番大切なポイントが、まず抜けていると思います。そのことを一つ伺った上で再質問をさせていただきます。

○議長(滝瀬政吉君)

教育長。

○教育長(永野林弘君)

私は四月一日から十四日間、どうしてもやむを得ない事情で郷里に帰りました。それでその間の事情はよく詳しく存じませんが、その後帰りましてから課長などからいろいろ聞きましたところによりますと、生徒たちは別に不平を言うんでもなく喜んで、喜んでということとははどうかわかりませんが、非常におもしろくいっているというようなことを聞きました。それから学校長が三月末の人事のときに向

に三月二十日期限で、行政不服審査法に基づく弁明書を出せというような指示がありました。そこで私たち教育委員会は都の求めに応じまして慎重に協議いたしましたして、弁明書を作成しまして、そのほか参考になるような資料の二十五点をつけ加えまして期日までに提出したのでございます。以上がその後における経過のごくあらましを簡単に御説明申し上げた次第でございますが、結論から申し上げますと、東京都教育委員会は両方から提出された、証拠書類と審査庁の職権による検証に基づきまして総合判断の結果、本件、審査請求を棄却すると、ただそれだけの裁決を下した次第であります。以上、簡単な御説明を申し上げましたが、裁決の理由やまたその内容などにつきましては公文がございまして、御質問に際しまして関係課長より御説明いたさしたいと思います。その後も申し上げたいと思いますことは、今後の行政指導に關する問題につきまして東京都教育委員会から、日野市教育委員会に対し、四月十一日文書で次のとおり行政指導がありました。その一つは日野市教育委員会は、今後学校を通じ家庭の協力を得て、学童の事故の防止のために不断の努力を続けてもらいたいということ、もう一つは市当局が現在計画している跨線橋の建設が、可及的すみやかに実現されるように努力するとともに、それまでの間は交通安全対策につきまして、警察当局と十分連絡をとって万全を期するように努力せられたいという、二点が行政指導としてまい

こうから申し出がございまして、自分は六小の子供が向こうにいくようになったので、あるいは父兄の方が非常にそれを反対された関係もあって、そして子供たちが少しかわいそうに思われるから、まあそういうことはないと思うけれど、万一八分にでも子供たちがなっていないから、できるだけ子供たちを仲よくさせる意味においても自分がいつ、あと任期が何年もないんだから、向こうにいきたいという希望を私に申し出てきた、それは非常にけっこうだからそれはぜひ向こうにいつてくださいとお願いしたんですが、おととい校長がきましてその状況を聞きましたら、子供たちは非常に愉快に通学していると、そしてまたそういうふうな子供たちが、ほかの子供たちとの間のつき合ひも変わっていないということでもあります。よろしくいっているから安心しなさいと私に申しましたんで安心していらっしゃるんですが、また足りない部分がありましたらば両課長がおりますから、課長のほうから御説明いたします。

○議長(滝瀬政吉君)

森田喜美男君。

○二十番(森田喜美男君)

まず、きょうは教育長、議会に出席されたわけですが、去る十六日の本会議には、つまり本議会でも非常に重要な焦点になっていた問題に対して、当然その後の経過報告ということが行なわれなければならないにもかかわらず、教育委員会のほうの責任者、及び事務当局も議会の場にそろっていなかったということがございます。それで十六日

には何か文部省とか、都に公務があつて出張しておるといふうなことでございましたが、議会に対して当然行なわれなければならぬ報告をやる場を特にはずしたと、つまり議会に出席する以上のものと教育行政上、優先する仕事があつていかれたというふうにとらざるを得ない。そうしますとお仕事の内容は何であつたかということもお聞きしたい。また仄聞するところによれば、当日何か雨天であつたわけですが、車による災害を受けられて、そして多少のからだに差しさわりがあつたというふうにも聞いておるわけですが、そのできごとは、これはお仕事に行かれてそういう目にあつたことはお気の毒だと思つていただけますが、やはりこれは公務中の災害である。公務でおいでになつたはずですから、公務災害が適用されるべき問題であらう。こう思うのですが、教育長はそういう当日の行動について、ひとつその災害も含めてできる範囲のことを御説明願ひたい。その上でまた質問いたします。

○議長（滝瀬政吉君） 教育長。

○教育長（永野林弘君）

私は十四日帰つてきたのです。それで十五日出まして、そしていろいろと中間報告を聞いたのですが、そのうちで一番心配な事件が一つ起こつたのです。それは何かと申しますと、滝合小学校の屋体ですね。屋内運動場これが非常にむずかしい。東京都はいままで二つくれておつた

のです。ところがことしは、予算が非常に少なくて、一つにしなければいかならう、ということをして落合課長がたびたび行つてお願いしたけれども、やっぱり一つにしてくれと、総務部長も言うし、施設第一課長も言う。教育長はまだ言っていない。お二人がそういうから、責任者が言うからむずかしいではないです。かという報告を受けたものですから、これはちょっと重大問題だと思ひまして、もういまがちょうど予算がきめかけておるときなものですから、一刻も早く行つたほうがいいと思つて行つたのです。行つたところがやっぱり東京都はだめでございました。それで、滝合小学校がいよいよ屋体がだめになるとなりますと、これは非常にまたいゆる滝合小学校の父兄と約束を破つたことにもなりますので、非常に心配しまして文部省に今度行つたわけですが、文部省に行きましたところが、文部省の課長や係長や局長とも文部省で会いまして、そして実は、こうこういう事情で滝合小学校という学校は特別なながあるから、何とかこれはひとつできないものかということをして文部省に頼んだのですけれども、やっぱり文部省のほうとしましてはまあ考へてはみようとということでもございました。それから、まあ私的に言ひますけれども、兄の私の実兄がおりますので、実兄は私より四、五日早く帰つたものですから、それでその後の伝言などいろいろありまして帰りにちょっと実兄のところへ寄つて帰つてきたのです。

それから公務災害を受けたという問題は十七日です。十七日文部省より帰り、高井戸かどこかのところで受けまして、そして、私と運転手と落合課長と三人で、それで運転手のほうは別に異状なかつたのですが、落合課長と私が少しやられましたうしろを……。それで翌日頭が重かつたり、痛かつたり落合君のほうはこちらが痛かつたりして、非常に心配いたしました。それで直ちに警察の指定する救急病院に行つて見てもらつたのですけれども、安心ができませんで、また東大に行きまして、そして佐野外科、脳外科に見ていただきました。そして、まあ異常はないと思うから薬を飲めと、こう言われまして、ただいま薬を飲んでおります。別に心配はないと思ひます。

○議長（滝瀬政吉君） 森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）

私は十六日の本会議の最終日に出席がなかつたので、その理由は重要な用務で官庁に行かれた。たまたま当日発生した事故のように受け取つたので、その日の行動が聞きたかつたわけですが、十七日のことだということのようでありまして、議会の御出席とは全く関係なかつたということ、この問題はそれで一応お伺ひしておきますが、一日から十四日までよんどころない私用で郷里に帰省されたというところで、つまりその間こそ新設校の開校、並びに市内で大きな住民運動の形をふまえた教育行政そのものに、焦点の当てられた問題が発生しておつたのですが、そのことに

ついて、何ら後顧の憂いなく、また都の裁定もその間にわたつたのではなからうか、と思うのですがそういう場合にこそ、教育長が不在であるということは問題の直接の当事責任者であるだけに、その間あけられたということはちょっと平素の責任感に對して何か異様に思ひますが、そのことについて、教育長はどのような責任で考へておられますか。

○議長（滝瀬政吉君） 教育長。

○教育長（永野林弘君）

いま、森田議員のおっしゃつたとおりであります。それで私としましては、本当はもう行きたくはありませんでしたけれども、重大問題ですから。それで市長にも何回か足を運びまして、事情はこういう事情で、どうしても、私が行かなければならないような事情になつてゐるので、御了解を得たい。市長はそれはこういう重大な問題だからできるだけひとつ、延ばしたらどうか、と最後まで市長はおつしやられたのです。

私にとりましてはどうにもならない。私が行かなければならない事情というのは、ここで公の席上で申し上げてもどうかと思ひますが、どうにも行かなくちゃならない事情がありまして、それで課長には何月何日はどこに行つて。何月何日はどこに行つて。ということと五日後までの日には全部書きまして、そして、電話も行き先も全部知らせてございます。毎日変わったことでもあつて心配ごとでも、おれの、教育委員

会じやなく、教育長の指示を受けたい、教育長の判断を聞きたいと思うときには、そこに電話してくれということをずっと課長には連絡して、そしてかろうじて市長が黙認されたのだろうと思いますが、そういうふうな形と、それから委員会の人にも全部詳しく申しまして、家庭の事情でどうにもならぬから、という事で委員会にも話しまして、そしてその間は松平課長を教育長事務取扱として任命いたしました。そこまで慎重に考えてやったのですが、しかしあなたがおっしゃいましたとおり、本当に重大なときにこれをはずしたというのはまことに遺憾であります、しかし私にとりましては、どうにもならなかったものだからそういたしましたわけでありす。どうぞその点ひとつ。

○議長（滝瀬政吉君） 森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君） いかにもお役人的にその間の職務代理者はきめたとか、それから電話の連絡の取れる状態にしておいたとか、そういうお役人としての手は打ってあるようであります。しかし、今回の問題について、一番矢面に立ったのは、あなた自身なので、つまり通常の事務執行とは違うわけですから、どんなにあなたが後顧の憂いなし、という処置はしておられても、あなたがいないということはその間に児童の親も、教育委員会に向いて行って、つまりせいぜい課長さん方の門前払いというふうな、かっこうで退けられてるような姿もあるわけでありす。あなたがおられれば、またそれなり

度、それこそ、私は尊い今日の理事者のやり方でなければいけない。それをやや具体的に言えば、十一小学校が設立されるという計画が進んだのは、昨年の早い時期だったわけす。したがってそのときに学級数を設定したりするときに、すでに地域

というものは、想定されておるはずだと思うのです。それを途中で何か学区の変更があるそうだから、ということを生民の側から問い合わせてもその問題につきましては、全くまだ考えられていませんし、議せられてもいません。というふうな退け方をしておる。今回の処理は見方によつては、あなたのほうの計画、思惑をうまく押し切ったといひますか、つまり思うとおりになったということはあるわけですが、一面、住民をねじふせたというわけで、結果がつくられておるわけでありす。教育の責任の衝に当たる人であればこそ、特にその住民の権利意識というものを尊重し、それとお互いに取り組んで、そうして理解をし合っていく、その努力をことごとくやる。

ということが、とりもなおさず教育そのものではありませんか。これをきわめて官僚的に、しかも政治的にうまく処理したというふうなことで、教育長がうまく事務を執行した、ということでは、市民はけっして許さないと思ふのです。今回お手元についてると思ひますが、地域の対策委員会というのから、声明書というので文書が出されております。これを読んで見ますと、まさに私のいま申し上げたこと、そのことをあなたに対して突

の相手を理解させる方途もあったであらう。まさに不満そのものでそれぞれが帰ったということが事実のようでありす。それらを含めまして、つまり一番大切なときにあなたがどういう理由か知りませんが、不在でおられたということ、これは責任をのげるわけにはいかない、こういうふうにいふあなたの説明では、言わざるを得ません。それから行政事務的な経過はいろいろあったであらうが、今回の問題で私は一番大切なことが、二つばかりあるのではないかと思ひます。つまり教育長自身の取り組み、もちろん執行者としての責任という立場であつたには違ひありませんが、いかに官僚的であり、しかも政治的であつたということでありす。

それからもう一つは、市民から生まれてきます、いろいろな形の、いわゆる住民運動があります。その住民運動を行政的な、つまり法律とか何とか、そういうことに基づいて一方的に退けるということではないかと思ひます。つまり市民には地域エゴイズムはあります。しかし、それを単なる官僚的なやり方、あるいは政治的なやり方で退けてしまつたのでは、せつかくの日本の民主主義といひますか、つまり、一つの権利の主張に対して、行政力でもってその権利を退けるというやり方は、非常に拙劣なやり方であつて、むしろ権利意識こそ、これにまともに取り組み込んでそうして一緒に苦しんで、ともに理解をしようという態

いてるではありませんか。そういう事柄に対して教育長はどのような反省をされてゐるか。どういふ自分の責任を取らうと考えておられますか。

○議長（滝瀬政吉君） 教育長。

○教育長（永野林弘君） 森田議員のおっしゃることを聞きますと、どうも官僚的で政治的だということをよくおっしゃ

います、この行政不服審査というのは私は顔を出したのは一番最初の日と、終わりに帰ってきましたから会つただけです。これはほとんどことばでのやりとりじゃなくて、文書で両方の文書のやりとりで判断してもらつたのでありまして、そして実際に監察指導課長という方は特別にあの方は厳格一点ばりでございます、そして政治的とかそういうことなど全然問題にされておられません。また、私もこの問題に関して政治的には動いておりません。それは私が申しますと、どうしてこういうことをやらざるを得なかつたか、という理由を申しますと、もうおわかりだろうと思ひますけれども、社会増のために六小と平山が学校が二つともつぶれていくということは、目に見えてわかつてゐるのにそれを黙って私が住民の反対があるからといって、黙っておればあなたがおっしゃるように、何をおまえするかとおっしゃるだろうと私は思うのですが、私は勇気をふるってこれはどうしてもやらなければいけないというので、いまの場所をきめるときだつてとてもだめだったのを、特別に私が市長にお

願ひしまして、そういう委員会をつくつて、そして強力に押し進めていったわけであります。あの校舎があの場所ができなければ日野の社会増はつべますよ、完全にだめですよ。教育は成り立たない。

○教育長（永野林弘君）　　そういう私は観点から、これはどんなことがあってもやらざるを得ないと思ってやったのでありまして、政治的にどうか、官僚であるとかおっしゃいますと、それは私にはどうもふに落ちません。

○二十番（森田喜美男君）

(二十番) 森田喜美男君) 学校の増設は、これは必然的に必要なわけです。また、それに伴って学区の変更ということも当然伴うわけです。そういうことをするのは、これはあたりまえのことであって、かりに学区の変更に、客觀的に言えば若干のエゴイズムは伴っても、とにかく児童の通学路の安全という、一番の焦点を突いて問題を提起しておるわけですから、先ほど言いましたように、学区はあらかじめ学級数は想定されてるのですから、当然地域というのは、そのときにきまつてるわけです。そういう形で長期に長い問答をしながら、市の行政側の事情もよく説明をして、そういうふうな取り組みをして、そうして理解の中で結果が生まれるということこそ、大切なこ

○議長（滝瀬政吉君）教育長。

○教育長（永野林弘君）

説明のしようがないのですかねえ。

○二十番（森田喜美男君）　市民から求めているのが、説明のしようがないということとまゐるのですか。

教育長（永野林弘君） 豊田団地のおっしゃることです。市民全体の意向でございますか。

○二十番（森田喜美男君）

○教育長（永野林弘君）

（教育長（永野林弘君） 私としましては、最善の努力を払ったつもりでございますがねえ。ただどうにもならない事情でるすにしたということは、本当に残念に思っております。私としましては、それは両課長と教育委員会なんかで最善の努力を払ってやっているつもりでおりますがねえ。

○二十番（森田喜美男君）

ってだめじゃない、認めないのだから。

○教育長（永野林弘君）

とであって、それを知らぬ存せぬで、年末近くまで話をしないで、おいて、そうして、十月の末ごろになってから、あたかも引導を渡すがとき形で、地域の人に説明をした。これで言われて初めて、やれ踏切の拡幅をするとか、ガードレールをつくるとか、交通指導員を置くとか、これはみんな向こうの要求によってつくられたものじゃありませんか。あなたのほうから、あらかじめ、こういうことをします、ということは、一つも言っていないじゃないですか。それをもって官僚的だと言ってるわけですよ。また都の審査機関でも、裁定を出すということとは本来の任務ではないのです。その機関は両方とにかく話し合いの場をつくって、そうしてとことん話し合いをさせる。それが文書による場合もありましょうが、何か文書でうまいことを言って、つまり不服審査の請求に對抗した、これでおれのほうが強ったのだというような評価はちっともいいことじゃありませんで、それよりもっともっと住民に理解をされてなるほど市も困ってるのだ、またこれだけのことをしてくれたのだ、跨線橋もつくってくれるそうだと、という理解の中で進めばこれこそ、まさに一番最高だと言えるわけであります。これを肝心なところにはひいひいといと不在にしたり、事務当局をただ表に出して交渉の矢面に当たらせたり、そういうことであなたの任務が進んでるなんていうことは言えたものじゃないと思うのですよ。あなたは教育行政に対して、たいへん自信を持ってい

○議長（滝瀬政吉君）

森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）

あなたの話に乗ろうとは思

いませんが、いよいよ失望したという以外に何ものもないです。責任というのは、そういう形で過ごせるものではない。議会には一週間前から日にちがきまつてゐるのに出席はしない。肝心の大切なときに、どんな用事があるにせよ、それは私用でしょう。また住民運動と取り組んで住民に理解させる能力はない、というところであるなら、もうあなたはつとまりませんよ。あなたのまた責任感というものは、上に対しては責任感ということがあるかもしれないけれども、大切なのは、市民に対する責任感こそ、大切なのですよ。上の行政官庁の文部省だとか、東京都の委員会とか、いうことに対しては、別段あなたはそう責任を感じられなくてもいいと思うのです。しかし市民には責任を感じていただく。本来教育委員会という性格は公選時代があったわけでしょう。投票によって出た時代もあるでしょう。その考へ方は今日ももっとも変わっていないと思います。それはむしろ教育行政全体の番でなければいけないと考えることはもちろんです。しかし、すみっこの問題だから、そちらは切り捨ててもいいというようなことではつとまっていけないはずですよ。先ほど言いましたとにかく大きな問題を起こしたということとは間違

いないのですから、そういう問題を起こしたことに對して責任があなたには生じているのです。それを何か前の議会には都の裁定には服しますと。都の裁定に服すよりも市民の裁定のほうに服すほうが先ですよ。それから住民運動市民運動に對する考え方というものを、ちっとも発表されていない。住民運動なんというものはけしからんものだ、というふうに取ってもいいのですか。

○教育長（永野林弘君） あなたは住民運動、住民運動とおっしゃいますけれども、日野市全体の住民運動は私がやったことに對して実にだめだということ、これは別な問題です。実際にそうでありましたら、私はそうは思っておりませんが、日野市の教育行政を軌道に乗せるためにはこれ以外に方法ないと私は思っております。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君） 次に大下博君。

○十九番（大下 博君） いま大事な質問が出ていますので、これから森田議員が続けられるかどうかわかりませんが、私はいまの問題について別の機会にお伺いしたいと思うんです。というのは時間もあるからということですけれども、住民運動といいますが、豊田団地のほうから住民運動が出て、その経過の中で初めて渡線橋の問題なり、あるいは交通遮断の問題なり、そういうものが初めて生まれてきたのじゃないかと思うんです。

すが、適合小学校にいく、あそこを終日車禁にして、そうしますと住んでる人、土地を持っている人はステッカーがいただけですが、通行には不便をしないが、通過車が通れない。上を一方通行というようなことも考えて関係自治会の方々と打診をしていたわけです。最終的に二十四日の教育委員会では車禁を解くというのは、やはり教育委員会として公の席上で申し上げておりますし、ということではこれは簡単にはできないということです。もちろんいま七時半から八時半という時間帯の全面車禁でございますが、それを三十分繰り下げたらという、いま土曜日の二十四日にはそういう案を出しております。三十分繰り下げることによってあそこに立っておりまして、大体八時半の会社の出勤に間に合わせるために通る人が、三十分の時間帯で八十何台あるわけですが、繰り下げればその人の人はほとんど出てしまふ、電車の本数も三十分で十六本通っておりますけれども、三十分繰り下げることによってかなり数が減ります。そういうことでいま三十分繰り下げる案を御提案しているわけです。これは車禁をこうむる側の自治会、大和田とか豊田は全然痛くもかゆくもないわけです。一番被害をこうむる側にまことに申しわけないわけですが、三十分繰り下げることです。どうか。ということでは、もしそれがどうしても受け入れられないということになれば、しかし受け入れられないといっても、署長権限で自動的に一カ月一カ月で日野警察の警戒にな

そういう半年間の間の住民運動の中で、最終的には都のあいうものが出ましたけれども、それをどういうふうな教育委員会に受け止め、評価し、あるいは反省されているかということをお伺いしたいというふうに思っているわけです。しかし、森田議員のほうから具体的に、あるいははく然としたお答えのようすけれども、出るので、それはやめますけれども、当面私が経過を聞いてはつきりしておいていただきたいと思うのは、あの地域で交通、車の遮断をしていると、その問題が大きいくつ問題になっているけれども、円満に解決したいというふうに希望を持って言っておられますけれども、この円満に解決しようということは、まず第一に具体的には何をどうしようと、何をすれば円満に解決するかという点をお考えがあればお伺いしたいというふうに思います。

○議長（滝瀬政吉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（松本 武君） 全面車禁を署長権限によって実施しておりますが、この件に關しましては、具体的問題が上がりましたのは四月五日でございます。それ以後十四日に教育委員会を開いております。また二十四日も臨時教育委員会を開いております。この全面車禁の問題については検討しているわけですが、いろいろな案が出たわけですが、いま解いてくださいというほうは、せめて一方通行にしてくださいということなんです。それから川北自治会の農道の通りがありま

ると思えますけれども、車禁でなければあぶないというふうに判断すれば車禁になると思います。そういうことで私もとしては川北自治会の武蔵野、平山、武蔵台団地から適合小学校に通ずる道を全面車禁にして、上のほうを一方通行という案で地元の方はまとめたという形でしたわけですが、教育委員会としては、時間繰り下げによる全面車禁をしばらく続けたいという結論が二十四日の日に出たわけです。そういうことで通る側、それからこちの中込、川北の方々に了承いただけるかどうかという段階です。

（二十番「議長、ほくはさっきの質問終わってないんですよ。」）

○議長（滝瀬政吉君） ちょっと待ってください。

大下博君。

○十九番（大下 博君） さっき私も申し上げたんですが、森田議員も途中で腰を折られたような感じがしてさっき言い訳したわけですが、いまの課長の説明を聞いてみると、当面のこの問題を言っておられると思うんですけれども、東京都に出している渡線橋を建設努力せよとか、また議会においても渡線橋は早急に全力をあげてつくるんだという文教委員長の説明で、ここで請願について否決したと思うんです。そういうものがあるからいいんだということで、その話が教育委員会で、それが全然議題にならないということでは勢い私思うのに、東京都のほうでは退けたよと、市の議会でも退けたよと、だから

もうこっちはたいしたことないんだ、渡線橋はあまり問題には
いまならないんだという感じがするわけです。まずそれが一審
議題のって、いつ、どういふふう市の方へ出すとか、
というような具体的なものが出てないと、いま森田議員が言っ
ておられたようなことに戻っていくのではないかというふうな
感じがするわけなんです。

○議長（滝瀬政吉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（松本 武君）

行政不服審査はあくま
で書類審査ですから、審査庁がいわゆる処分庁に対して下級の
庁に対して裁決を下した場合に、一つの作為を求めることはで
きないわけです。これを裁決するについては跨線橋をつくりな
さい。金をよこさないでそういう裁決はできないわけです。

ほとんど行政不服審査関係で裁決がおりて付随して、文書によ
る行政指導が出るという例は、あまりないわけです。これも強
制力を持つものじゃありませんし、だからやらないというんじ
やありませんけれども、そういうわけで裁決は裁決でお願い
なわけです。それが行政指導審査のためです。教育委員会
で跨線橋ということもございしますけれども、それぞれ予算が通
ったわけですから、それぞれの分野がございします。ま
た市側で御研究いただけると思いますが、そういうこと
で私も考えております。

○議長（滝瀬政吉君） 森田喜美男君。

ます。大体この問題が、滝合小学校の問題が一番こじれてきた
のは、市のほうで問題意識を軽くみていたということだと思っ
てます。問題の原因はあくまでも、私がいろいろと地元と話し
合った結果によりますと、市のほうの考え方が非常に甘かった、
しいては住民意識を誤認していたということも確かにございま
す。また話し合いのタイミングがすべておけると。いろいろ
と松本課長も教育長も話しておりますが、すべておくれたタイ
ミングなんです。問題が起こっちゃ検討しております。話し合
います。こうやっていります。なんでもっと主体性を持った
検討をくわえ指導理念を持ってやれないものか、私はほんとう
に残念なんです。地元に行っている話を聞くと、これもい
ってない、あれもいってないと、先ほど森田君が言ったように
いって初めて動くというふうな状況でございします。これでは問
題は今後ますますいろいろな問題でデットロックに乗り上げる
のではないかと、かように考えます。これは教育問題だけじゃ
ないと思うんです。ほかにもあると思うんです。ほかのことは
きょうは問題外でございしますから言いませんが、一応現在の時
点の問題点に上げて申し上げます。大体一つはいま森田君も
大下君も言っておりますが、付帯意見にある跨線橋が一体いつ
できるんだと、建設時期の見通しはいつなんだと、どのような
交渉の中で今現在どんなんだということは、確かに説明しなけ
ればならない一番大きな問題だと思うんです。なおそれから実

○二十番（森田喜美男君）

いま大下議員のほうから出

ましたけれども、やはりこのたびの経過報告に、当然跨線橋の
ほうの用地の問題等の進みぐあい、やはり報告されなければ
いけないと思うんです。と申しますのは企画室長も前回、議会
の場で言っておられたんですが、つまり予算の議決のないのに
あまり先ばしすることはできないということだったんですが、議
決は三月末に成立したわけですから、もう翌日からでも当然積
極的な交渉などが始まっているはずだと思います。その方面の
経過報告、見直しをお伺いしたい。それから教育長については
また後日やりましょう。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）

森田議員、大下議員の関連に

なると思うんですが、だいたい森田君に教育長、しかられたよう
で、しかられっぱなしじゃ気の毒で意欲がなくなると困るので、
今後子供のためにもならないと思うので、前向きな姿勢でやる
ということも教育長答えているので、これにつきまして教育長、
並びに篠崎君も森田君の質問に答えようとしておったさなかで
ございしますが、私、ちょっと二、三質問いたしたいと思いま
す。関連でございします。確かに都の裁決によりまして一件落着とい
うように考えているように見受けられますが、付帯意見もあり
ますことで、非常に問題点はその中に内包しているものと思

は警察署長のほうに私、会いましていろいろ話を聞いたわけな
んですが、大踏切の時間を限った一時間の全面車禁、これにつ
きまして警察のほうとしては教育委員会のほうに申し上げて、
よく地元と話し合った中で結論を出していただきたい。それに
よっていろいろと交通規制をいたしましょうと、こういうふう
に申し上げたんだと、ところが今度は地元で聞きますと、子供
会とか自治会は相談はちっとも受けていないんだと、教育委員
会からの相談は一回も受けたことがない、こういって聞けるわけ
です。確かに一方交通にしますとか、全面車禁にする案もありま
す。という案を提示したことは確かにあるようです。しかし全
然どうしたらいんだと、どれがいんだということの相談が
ないということ言ってるんです。いわゆる相反することを私
は聞いてるわけです。しからは教育委員会は実態としてどのよ
うなことをどのようにやったのか、それを説明していただきた
い、かように思います。なおあそこの大踏切の全面車禁によっ
て、中込の踏切の付近がだいぶんこんでいるわけです。四、五人
の子供だと思わんですが、学校へ通学学区として通わしている
と、非常にいままでよりも倍も車が通るといような状況でご
ざいしますが、このような問題とか、これは解決していかないわけ
です。したがって話し合いがしてないから、話し合いがしてあ
ればもちろん問題ないと思うんですが、大踏切の人間の子供の
退避所、これをつくるという、これは条件でしょう。それをつ

くることもできないんじゃないですか。地主が、そんなことを言うならば貸さないとはいわなければ、話し合いをしないという一方的にやるならばいまの時点では貸せませんと、こう言っているはずですよ。そういうようなことでポストもできるんだか、できないんだか、退避所もどうなのだから、非常にかいもく暗いわけなんで、常に話し合いの時点がおくれているから、タイミングがはずされているんです。先行していないんです。そういうことに問題点があると思うんです。この点もどのように中込踏切とそれから南下する道路の交通関係の緩和をどのようにするか、これがなければ大踏切の近くの道路のそばの用地もなかなか取得できないと、かように考えております。なお警察署長も言っておりましたが、何か重要なところにガードレールがないんだと、こう言って教育委員会のほうにも指摘したと言っておりますが、いまだにそれは直っていないと思います。場所はわかりますね。それは確かにガードレールを全部ひいたら狭い道ですから、車が交差するのに困るでしょう。しかし重要なカーブのところにもちょうど中間なところだと思いますが、あのカーブに全然ガードレールをしていないということは子供が転落したりいろいろな問題が起こると、かように考えるわけです。そういうようなことでいろいろありますが、今後前向きにやるんだというけれども、いつも地元の見解を聞いていちゃあそのあと回しあと回しで右往左往してやるのか、あるいはある程度思案

があつてこのようにしたら一番いいんだという解決を持ってやるんだか、いまずでに持っているきやならないはずなんです。たとえば先ほど松本君が言った五日のときに地元から問題がありましたと言いましたね、五日には標識が張られたから、たまたま飛んできたわけですよ。その前に何にも話がないから、地元で知らなかったわけなんです。ところが標識が出た、全面車禁だ、それはいへんだということをやったわけですよ。こういうことなんです。それからたとえば子供は時間を下げて平気なんだと、あとは一般の人が困るから、それを解決すればいいんだということを言っているようです。反面には全面規制は子供のためだと、こう言っているんですが、非常に撞着している答えなんです。しかし子供が平気だから三十分下げるとこれはなるほど三十分下げればいいかもしれません。全校が下げればいいんですけれども、あそこだけ三十分下げて問題が起こると思うんです。たとえば塾にいく子供がいるでしょう、いろいろなと思うんです。その塾にいく子供が三十分終業がおくれたとなると、これは急いでいかなければならない、車でいこうか、自転車でいこうかということになると事故もなお発生しやすくなる。それから塾ではこの一校のためにほかの生徒もいるんですから、時間を下げるわけにいかない。とにかく子供は財産なんですから、塾にいてもなんでも上級学校にやろうというのが父母の考え方です。いいところにやろうと、それにおくれをと

らせるようなことになる。もしも時間を繰り下げないで途中でどっか繰り上げるならばたとえは十五分間の休みを五分にするとか、昼休みの一時間を二十分にしちゃえというようなことであったらこれまたたいへんなんです。何のために十五分の間があるか、何のために一時間の休みをとっているかと、その問題にもからんでくるということで、そういう問題については地元はたぶんいま松本君が言いましたが、絶対反対してくるということを私は確信を持っております。現に前に話し合いのときこの問題が出て反対だという意思表示があつたわけですよ。そういうことの中から四、五点申し上げましたが、大下君、森田君との質問とからみ合わせて御説明したいと、かように思います。

○議長（滝瀬政吉君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）

踏切の問題につきま

して、いま国鉄と建設省、なを内閣のほうで踏切の安全についての緊急対策ということが、要綱が出まして、今月の初めに八王子保線区のほうとも、いろいろ協議いたしております。ということは要約いたしますと、小さな踏切、つまり二メートル四〇以下これは全面禁止、それから三メートル四〇以下は大型禁止であると、こういうふうに地方団体も協力してもらうような、実施は四十七年だ、こういう内容でございます。したがいまして国鉄のほうの考えでは、例を申しますと、平山三号、中込、

これは閉鎖にしてみたい、こういう非常に大きな問題がからんできているわけです。それで跨線橋については、当初こういう要綱が出ない前でございましたから、場所等の制限はありますけれども、市が全面的に出して、請願工事なら請け合うことができればいい。ただ場所がその跨線橋を通ることによつて、平面交差を避けるということでは下を通って事故の防止にはならないんだと、こういうような内容の制約がございます。したがいましてその跨線橋の位置等につきましては、区画整理でも関係ありますし、土木とも関係あります。そういうこととで関係課長に寄っていただきました、現地を調査してその場所をきめる、そして国鉄のほうのやはり承認を受けなければいけない、こういう作業があります。それと並行しての地主交渉、こういう段階になっております。したがって中込踏切の問題を、もしかりに側道をほかに作りまして閉鎖するということになる、国鉄のほうで費用を全面的に持つんだと、そうなりますと、通学路が変わってくる。それでまた地元のほうの通学路の変更ということになるでしょう。こういうものともいろいろからみ合いますので、いま、国鉄のほうでは打ち合わせをしております。大体要綱については位置等は市が選定したところで、やはり現在の平面交差を緩和するという意向なら許可ができるかどうか、こういう打ち合わせをしておりますけれども、先ほ

ど申しました要綱が出ました関係から、非常に強行に一つなり一つなりつづせと、費用を持つからと、こういう非常に強行な態度に本年四月以降、変わってきたというような状況でございます。なお地主のほうの問題につきましては二、三ほうほうに当たっておりますけれども、確たる回答は受けておりません。なおもう少し煮詰めまして国鉄の関係、地主の関係、道路、それから都市計画の関係、平山台の関係、ございますので、そういう関係を煮詰めまして努力をいたしたいというふうに考えております。

○議長（滝瀬政吉君） 次に学校教育課長。

○学校教育課長（松本 武君） まず一点目の後手、後手という御批判ですが、いろいろな御批判があると思いますが、私もすべて後手、後手とは思っておりません。ことし学区がえを約半分日野市で約半分にわたる学区がえをして、各PTAとか、それぞれの自治会と接触してまいりましたが、ほんとうにいろいろだと思えます。ですからある自治会をもって日野市全体の自治会とは考えられないわけです。そういう意味で私も必ずしもすべてが後手後手だとは考えていないわけです。御批判は十分。

○三十番（三浦重春君） いま言ったのは滝合小学校のことと言っているんです。批判じゃないんです。はっきりした現実の事実の中で言っているんです。ほかのことは言っていないん

です。何言ってるんですか。

○学校教育課長（松本 武君） 三点目の大踏切の時間車

禁の問題ですけれども、これは私がちょうど都にいらしているときの教育委員会ですから、三月二十四日だと思います。二十四日に車禁をやるということになったわけです。その間の連絡不十分は私も内部の不手ぎわだと、私はおわび申し上げたいと思います。実はそれで裁決がおりたのが四月五日の午後三時ごろ、私もそのほうで庶務課長が、私こっちで留守番してましたんで庶務課長と担当係長が都にいらしているわけです。そこで裁決が、棄却になったという電話が入りましたものですから、教育委員長に連絡をとり教育委員長と日野警察署へお礼に伺ったわけです。そのときに署長と交通課長と会いまして手回しが足りない、何のあれもいってないということを私、知ったものですから、急遽四月五日の六時ごろプリントをおこしまして、滝合学区関係の自治会の世帯へ回覧を回すのを急遽印刷をしまして、夜の十時ごろまでかかって回ったわけです。それが四月五日のわけです。当面大和田、豊田自治会、中込、平山、武蔵野台、川北と、そこだけ回ったわけです。それで川北自治会からたいへんおしかりを受けたわけです。これは受けるのは当然だと思えますので、私は一時間くらいおしかりを受けて帰ったわけですが、とにかくなんとかしなければいけないということで、その後あそこは連合自治会の綿貫さんがおやりになってお

りますが、あと西官舎、東官舎、宮下とで組んでいるわけですが自治会の方々が、いま大和田自治会が中心になりまして、なんとか地元で解決したいということで、いま市なり教育委員会がきたのではかえってぶちこわしになるということで、いつでも私も説明なり、教育委員長みずから出てくださるということで、いつでも出かけていく態勢はとっているわけです。市のほうも助役さんが窓口になっていくくださっておるので、いつでも説明なりに伺うと、ただし地元の人話を聞きますと、いまの段階では三回四回ぐらい関係自治会の集まりを持っているんで、いまきたんではかえってぶちこわしになって、きまるものもきまらない。もう少し私どもにやらせてくださいということでありますので、たえず接触を保ちましていつでもは参するような態勢を整えています。そういうことで全面車禁の問題を解決してまいりたいと考えております。退避所の件は、市長決裁まで総務のほうでとっていただいておりますが、これは全面車禁を解かなければ土地を貸さないということが、出まして一応測量は全部設計済みでございますけれども、そういうことと一とんざしております。契約書は地主さんの手元にいてありますし、私もでもお返しし、かつまた総務のほうでいっていただきますから、話さえつければ確約できる、いま保留のような形になっております。それからガードレールは御承知のように総務の庶務課で予算化してやっているわけですが、ごらんになってわか

りますようにカーブのところがいいわけです。約百三十万円の一月の補正予算でやったわけですが、これは開設に伴いますと、通学路は全権学校長にまわります。そういうことで学校長が即刻まいりまして、うちのほうの介添えて庶務のほうにお願いしてあります。早急にそれをやらないところをやっていたきたいというふうに、ガードレールは進めております。それから時間繰り下げの問題ですが、実はこれは警察の意見も聞いたわけです。全部これは事務というよりも、こちらの提案に対して教育委員会の協議事項としたわけです。やはり警察の意見も聞いたほうがいいだろうということで、交通課長の意見も十分に聞いたわけです。例がないこともないんです。多摩の二小が繰り下げております。日野三小も繰り下げているというのを聞いたわけです。そういう例が非常に交通の激しい場所でも繰り下げることによって避けると、消極的な対策ですけども、そういうことで教育委員会の大勢の意見はそういう意見になったわけです。年中、冬時間帯になるわけです。三十分下げるといふことは、そういうことで何としても相互の周辺の、豊田を含めまして周辺の自治会が、大かた納得いく繰でまわってくださればありがたいんですが、そういう点をいま模索しているところであります。以上です。

○議長（滝瀬政吉君） 三浦重春君。

○三十番（三浦重春君） 二点目がないわけですが、これ

はいといたしましょう。それで結局通学路の再検討、並びに交通規制の再検討は確かに必要だと思えます。これはやはり市のほうでもいろいろと実態を調査した中で児童の安全を守り、なお住民のいろいろの権利を擁護すると、道を通るのは権利ですからね、どうしても出られないところが四件あるんです。

もちろん緊急で病人とか、消防車がくるとかということはないでしょうけれども、あとは出られないという、いわゆる権利の乱用になるということもあるので、しかし反面、子供を守らなきゃならないということもあるので苦しいと思います。警察署長も実は一時間くらいの規制で、ステッカーをはられているということは前例がないと、こういうふうなことを言っておりますが、しかしどうしても出られないという場合には、検討いたしますということも言っているわけなんです、これはいわゆる市の強力なバックアップがあれば、そういうことはできるのではないかと四、五件なら、それが三十件や百件では困りますが、ふうな状況の中で言っているんで、なお大和田の通学路、大和田の地区は通学すると言っているんです。初めから。したがって大踏切のところからいくことは、大和田の人はいくことになっていたんです。何も都の裁定があつてから、それ通すの、通うんだと、全面車禁にしなければならない、そういうわけじゃないんです。いやそうじゃないんだと、豊田のほうは百四十も

来ちゃ困るんだと言われるのは先手をとっているなんて思うと大まかがいなんです。そのことが後手なんです。そういう問題が出てきている、これはよくわきまえてもらいたいと思うんです。なお先ほど篠崎君が踏切をつくったら道路幅を広げるとかなんとか、踏切を閉鎖することもありますね。確かに規則はそうかも知れません。一応、しかし子供を守り交通の問題を処理するということになればある程度交渉の力はほかに出てくると思えます。そこに政治力があると私は考えるわけです。何か問題になっていましたね、草津電鉄なかで駅を二つつくっちゃったと、これは問題になっても現実には閉鎖されない駅がありますね、そういうような状況の中で私は大いに政治力を発揮していただきたい。ただ住民にこれだからだめなんだと、こういう規則だからだめなんだと、こうではいけない。子供の命を守り、なお住民の権利を守るために、大いに政治力を発揮していただいて通学路の再検討、あるいはいろいろな点で、もろもろの点においてがんばっていただきたいと、これは要望意見でございますが、これで私は終わります。

○議長（滝瀬政吉君） 次に正国務君。

○二十九番（正国 務君） 時間も経過いたしましたから、二点だけ教育長にお伺いいたします。教育長の経過報告の中で二点私がお聞きしたいことは、十六日の日に東京に出張されたということですが、それについては実は屋体の問題で

いるし、大和田のほうは少ないから、それは比較的いいんだと言いかもわかりませんが、お宅のほうで、そうじゃないんです。一人だって同じなんです。だから二、三分の間に車が通って、車が大体電車が通るときには、二十五台から三十台くらい、普通の状況においては待っているわけです。そういうところで豊田団地の子供が通らなくても大和田だけは、前から通ると意思表示をしているんですから、この問題は私が後手と言ったのはあえてそこなんです。五日に裁定があったからたまげてパンフレットを徹夜でやって配ったと、そんなものじゃだめなんです。大和田はとくに了解しているんです。それだから早く間に合わせてくれ、何か考えてくれといっているわけです。そういうことでその点をちょっと、その問題からしてやはりいま来ちゃ困るんだと、もう少しやると、われわれが検討するから、やってくれるというのは市の微力を自治会が助けているんですよ。はつきり言うとお宅なんか助けられているんだよ、市で出てくると感情の問題になって、なぜ話をしなかったと、とんでもないやつだということ言っていて、話がまとまらなくて困るのは子供なんだと、結局、最後には子供が困っちゃうんだと、あるいは通行人も困るんだと、したがってここで何とか先きを丸めておいて、市が出るとくやしいうから、みんなが激昂するからなるべくまとめておいてきめて、あとで回答してやろうと、いわゆる後手なんです。後手になっているんです。ただ、いま

どうもむずかしいようだから、したがって事はないんだというところで、その中でお使いになったことは父兄に約束を破るからいくんだということでありまう。それからいま一つは文部省のほうにさっそくいって、都ではつきりしないから、文部省のほうにさっそくいって、実は特別な事情のある学校であるから事はぜひやってもらいたいという、この二つのことを使っておりますが、約束を破るということは屋体について約束しておるんだというふうに解釈いたしますし、それから持別ということとは通学路の問題で、新聞をにぎわした問題でありますから、持別の事情のある学校だというふうに私は受け取りましたんですが、それでよろしいですか、教育長。

○議長（滝瀬政吉君） 教育長。

○教育長（永野林弘君） ちょっと十六日のこと、屋体のことですか。どういうことですか、いまおっしゃいましたことは。

○二十九番（正国 務君） 十六日にお出かけになるときに、屋体の問題についてお出かけになるときに、これではたいへんだと、父兄に約束を破ることになるから出かけていったんだとおっしゃいましたね、父兄と約束を破ることになるからいくんだと、おっしゃった、と同時に都へいってさらにつきりしないから文部省にいった、文部省にいった持別の事情のある学校であるからということ申し入れたと、こういうことをおし

やいました。私はそれを屋体については父兄とお約束をしておいでになるし、それかり特別な事情ということ、通学路で新聞をにぎわしている大きな問題であるから、これを特別ということばをお使いになったというふうに考えますが、それでよろしゅうございますかということです。

○教育長（永野林弘君） わかりました。屋体の問題、滝合小学校の屋体の問題は父兄の人にも申し上げない前から、こちらのほうで心構えとして持っておった、というのはいちらが屋体、この前も申し上げましたが、屋体をつくる場合は学級数が主体となっていくわけです。それで滝合小学校の学級数は、小学校におきましては四、五番くらいになっている。学級数が。ことしじゃないです。来年の四十六年度の学級数が、ですから中学が第一であって、それからその次は小学校の場合は、学級数の多いほうから屋体をつくっていくことになっているんです。屋体はつくらないといけないことは、もうわかっておった問題なんです。そこでしかもその上に問題もある学校でもありますし、屋体をつくるべき学校であるのに屋体ができないということは、非常に困るということをおっしゃるわけです。そういう事情です。

○二十九番（正岡 務君） これは私が申し上げてもなく、教育の専門家で十分御承知でしょう。教育というのは機会均等であって、すべて国民は平等に教育を受けると、したがって

ますが、私が教育長に御反省を願うのは、こういうことがあるんです。森田議員も言われたのをちょっと狂うような気がするんですが、滝合小学校の建設経過についてというのをいただいております。その中で屋内運動場についても、四十六年度建設について予算案を市議会に提出することになっておりますので、実現まじがいなしと考えている次第であります、書いてあります。ところが私どうもちょっと姿勢が、どうもおかしいのではないかというふうに考えますが、そこを問題として私は残しておきます。

○議長（滝瀬政吉君） これをもって報告事項を終わります。

これより議案第五八号日野市市税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配布いたしてあります。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（伊藤 定君） 総務委員会の審査報告を申し上げます。議案第五八号は国会において法律十一号が三月の末に成立いたしました。そのため地方税法の一部が改正になりましたので、市税条例の一部を改正するものであります。減税による人員が三万四千人、平均一人当たり千四百八十五円であ

まして、これについては市といたしましても、学校ができれば非常に早く一人の子供にも不自由のないようにいかせたいというのが念願でございますけれども、いかにせん財政の関係で、事情があつてそうはできないというのが現実でございますが、しかしながら、いままでのしきたりといましては、一応この新設年度によって、新設の順序によっていろいろと予算もつぎ込んでいって、できるだけ満足するようにやっていくというのが、いままでのしきたりであつたと考えるわけです。したがって、いままで、どうこう言うわけではございませんけれども、そういう姿勢でやっておいでになるというふうに考えますが、いまの教育長の答を覚えて追求するわけではございませんけれども、前もってお約束なさつたということを、ほかにまだ屋体のできない学校もあるということの中で、前に新設された学校の中で、順序としてはできてない学校もあると思うんです。そういうことで、また特別な事情ということも、いろいろ住民運動でございますから、森田さんの言うように、住民運動は堂々とやらなくちゃいかんということですから、こういうことから考えていきますと、なかなかどうもそこらのはっきりしないということもありますが、この問題については私は将来に残しておくということです。それからいま一つは森田議員も言つたんですが、教育長の姿勢の問題、態度の問題、私は読んでみますと教育長から出された問題です。この中にいろいろあり

りまして、五千五十万の減収であります。なお電気税につきましては、六百円を七百円に、ガス税につきましては千二百円を千四百円に控除の引上げを行ないましたので、その減収分は百三十六万円であります。予算につきましては自治省より事前に連絡がありましたため、この間議決いたしました。四十六年度予算には、この処置はしておりますので予算の増減はありません。個人の市民負担の軽減であり、委員会といたしましては慎重に審議いたしました結果、全員一致いたしました可決いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君） これより質疑に入ります。

なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君） 御異議ないものと認めます。よつて議案第五八号日野市市税条例の一部を改正する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第五九号日野市固定資産評価審査委員会の委員

選任同意の件を議題といたします。理事者から、提案理由の説明を求めます。助役。

(助役登壇)

○助役(葛西正彦君) 本議案は、日野市固定資産評価審査委員会の委員のうち、山内滋委員の任期が満了となりましたので、引き続き同委員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(滝瀬政吉君) 御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないものと認めます。

これより本件を採決いたします。おはかりいたします。本件はこれを同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝瀬政吉君) 御異議ないものと認めます。よって議案第五九号日野市固定資産評価審査委員会の委員選任同意の件は、これに同意することに決定いたしました。

これより議案第六〇号東京都市交通災害共済組合議員の選挙を議題といたします。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝瀬政吉君) 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。いかが取り扱いますようか。正國務君。

○二十九番(正國 務君) いかゞ取り扱いますようかということですが、これはいままでも他市も大体そのようなようです。日野市もかたがた三浦議長のと時からそういうことできているので、議長ということでございますので、議長にお願いするということ、滝瀬政吉君にお願いするということにいかがでしょうか。

○議長(滝瀬政吉君) おはかりいたします。ただいま正國務君において指名いたしました滝瀬政吉を東京都市交通災害共済組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝瀬政吉君) 御異議ないものと認めます。よってただいま指名されました滝瀬政吉が東京都市交通災害共済組合議員に当選しました。

これをもって昭和四十六年第二回日野市議会臨時会を閉会いたします。たいへん御苦労さまでした。

午後三時五十三分 閉会

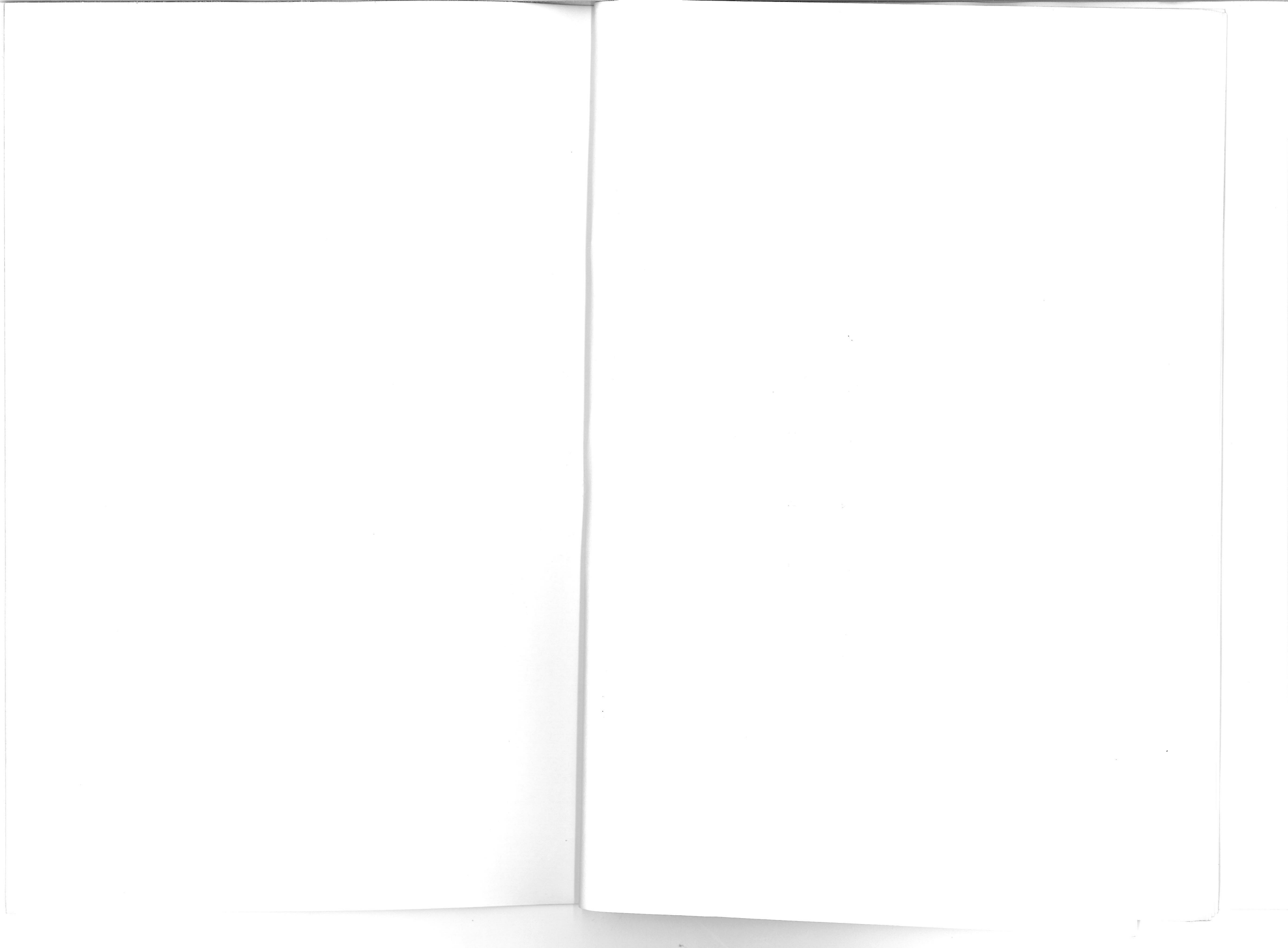
右、会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和 年 月 日

日野市議会議長 滝瀬政吉

署名議員 大下博

署名議員 森田喜美男



次に記した日までに返して下さい。

お問合せ・ご連絡は

ひまわり号・事務局	電話	81 - 7354
多摩平児童図書館	電話	81 - 4744
高幡図書館	電話呼	91 - 0493
福祉センター図書館	電話呼	82 - 2329
社会教育センター図書館	電話呼	82 - 3137
平山児童図書館	電話呼	91 - 3773

日野市立図書館 ☎81-7354



1374621